公表事項	更新すべき場合
イ～ニ　（略）	（略）
ホ　事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） (4)　当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） (5)～(8)　（略）	変更の都度
ヘ　（略）	（略）
ト　情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。） (1)～(5)　（略）	一年に一回以上
チ　直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物、当該水銀使用製品産業廃棄物又は当該水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。） (1)～(3)　（略）	一年に一回以上
リ　直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(9)までに定める事項に限る。） (1)～(3)　（略） (4)　令第七条第十号の二に掲げる施設　第十二条の七の二第三号の二に掲げる事項 (5)～(9)　（略）	一年に一回以上
ヌ～カ　（略）	（略）
三～八　（略） （承諾に係る書面の記載事項） **第十条の六の六**　令第六条の十二第一号（令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　委託した産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量 二～四　（略）	

公表事項	更新すべき場合
イ～ニ　（略）	（略）
ホ　事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） (4)　当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） (5)～(8)　（略）	変更の都度
ヘ　（略）	（略）
ト　情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。） (1)～(5)　（略）	一年に一回以上
チ　直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。） (1)～(3)　（略） （新設）	一年に一回以上
リ　直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。） (1)～(3)　（略） (4)～(8)　（略）	一年に一回以上
ヌ～カ　（略）	（略）
三～八　（略） （承諾に係る書面の記載事項） **第十条の六の六**　令第六条の十二第一号（令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　委託した産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量 二～四　（略）	